

議 事 録

会議の名称	令和 7 年度 第 1 回茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和 7 年 7 月 17 日(木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
開催場所	茨木市役所 南館 8 階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 野崎 靖 加古 望 尾山 洋恵 鈴木 康彦 住友 靖夫 柴原 浩嗣 吉田 順子 田畑 敬 笹川 千昌 (11 人)
欠席者	川口 美智子 辻本 元衛 (2 人)
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 和田人権・男女共生課参事兼啓発係長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (5 人)
開催形態	公開 (傍聴人 0 人)
議題(案件)	(1) 人権に関する市民意識調査について (2) 「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改訂版)」推進状況報告について (3) その他
配布資料	(1) 市民意識調査及び第 3 次人権施策推進計画策定スケジュール(案)(資料 1) (2) 人権に関する市民意識調査調査票(案)(資料 2) (3) 人権意識調査調査票案検討(前回調査票との比較)(資料 3) (4) 「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告書(案)(資料 4)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	<p>開会に先立ち、新たに審議会の委員になられた方を紹介する。</p> <p><新任委員の紹介></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1 開会</p> <p>ただ今から、「令和7年度第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。 はじめに、中井部長よりあいさつを申し上げる。</p>
中井部長	<あいさつ>
事務局	<p><出席状況と会議の成立について報告></p> <p>この後の議事進行については、人権尊重のまちづくり審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。</p>
会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進める。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 諮問提出</p> <p>はじめに、中井部長から本審議会へ諮問を受ける。</p> <p><中井部長から会長へ諮問書を手交> <事務局より各委員に諮問書写しを配布></p> <p>諮問書の内容について、中井部長から説明願う。</p>
中井部長	<諮問書、諮問趣旨について説明>
会長	<p>それでは、諮問の件について審議会において審議する。</p> <p>本会議は原則公開の決定をいただいている。傍聴者がいたら入室していただく。</p>
事務局	本日の会議には、傍聴の申し出はない。
会長	<p>では、議事に移る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 人権に関する市民意識調査について</p> <p>次第3 人権に関する市民意識調査について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<p><市民意識調査及び第3次人権施策推進計画策定スケジュール(案)について説明> <人権に関する市民意識調査調査票(案)について説明> <人権意識調査調査票案検討(前回調査票との比較)について説明></p>

	<p><欠席委員からの意見について></p> <p>今回、欠席されている A 委員から 4 点、意見をいただいている。</p> <p>1 点目は、アンケートの内容が多い。人権に関する大切な項目を網羅されているが、無作為に選ばれた 2000 人がこれだけのボリュームの内容に向き合い、答えてくれるか懸念する。例えば、ページで区切り、回答者を増やすなど、一人の負担を軽減してはどうか。</p> <p>2 点目は、2 ページの問 1 の内容は、左端の「1 問題あり」という回答が続くので、無作為に回答を入れ替えるなどしてはどうか。</p> <p>3 点目は、令和 6 年度の回答率はどれぐらいであったか。回収率が知りたい。</p> <p>4 点目は、昨今の人権問題をくまなく入れ込んでおられるので、どれも茨木市のために必要なことだと思うが、一度にこれだけの内容を調査するのではなく、1 年に何回か分けるなど工夫してはどうか。</p>
会長	<p>ただ今、人権に関する市民意識調査について、スケジュールと内容の説明をいただいた。まず、スケジュールについて、何か意見はあるか。</p>
	<意見なし>
会長	<p>それでは、意識調査の内容について、まずは欠席委員からの意見について、事務局より回答願う。</p>
事務局	<p>3 点目の質問について、令和 3 年度に実施した前回調査の回収率は 48.8%と、多くの方に回答いただいたので、1 点目のご意見にあるように、たしかにボリュームは多いと思うが、答えていただけると考えている。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から回答いただいた。先ほどの A 委員の意見も含めて、委員の皆さまからいろいろな意見を出していただいて、一定の方向を見つけていきたいと思う。何か意見はあるか。</p>
B 委員	<p>調査票 8 ページの問 6、(5)(6)(7)について、前回もそうだったのだろうと思うが、身体障害、知的障害、精神障害にそれぞれ分ける必要があるのかどうかについて質問したい。</p>
会長	<p>B 委員からの意見について、事務局より回答願う。</p>
事務局	<p>前回と同じ形に統一させていただいている。ご意見をいただいたところで、3 つとも「障害者の施設や作業所がある」ということで、こちらの目的が達せられると思うので、事務局のほうで検討させていただき、修正する必要があるれば修正させていただく。</p>
会長	<p>B 委員の意見は、3 つまとめた設問でもいいのではないかということである。これについては事務局のほうで検討していただくということではどうか。</p>
B 委員	<p>結構である。</p>
会長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
C 委員	<p>今回のアンケートについて、私も対象になった実績がある。アンケートの対象は 18 歳以上ということで、障害者、外国人、一部高齢者の方などがコアな層になると思う。特に、今、障害者の話が出たが、私も障害者団体の代表をしているので、その中で、視覚障害者および外国語対応が必要な方、あるいは一部の高齢者などから要望があった場合に対応できるのかどうか。</p> <p>また、インターネットでの回答という話もあったが、私の記憶する限り、前回にインターネッ</p>

	ト対応はなかったと思うが、どういう対応をされるのか。二次元コードや http のアドレスをクリックしてください、などの対応になるのか。教えていただきたい。
会長	C 委員からの意見について、事務局より回答願う。
事務局	視覚障害の方、外国人の方、高齢者の方についても、ご要望があれば個別に対応させていただきます。インターネット回答については、令和 3 年の前回調査でも実施しており、二次元コードや市ホームページから入っていただき、市の調査票のフォームに回答を入れていただいた。今回も同様にインターネット回答を実施する予定である。ちなみに、前回の調査では、全回答者数 975 人のうち、インターネット回答が 225 人であった。今回さらにインターネット回答の方が増えて、回答率も増えることを期待している。
C 委員	視覚障害者の方へは点字対応をされるということでしょうか。
事務局	ご要望があれば対応する。
会長	ほかに意見はあるか。
D 委員	<p>1 点目は、今までこのような調査をやってこられて、具体的に行政にどう反映されているのか。</p> <p>また、2 点目として、回答をいただいた方は無作為だから、具体的なフィードバックはできないが、何か具体的に、調査の結果をこうやって反映しますよということがわかるようにできないか。もちろん政策を比べていけば、反映されているかどうかはわかるが、そこまで細かく見る方は少ないと思うので、具体的に反映されているということフィードバックできるような方法をお考えいただきたい。1 番目の、いかに行政に活かすかというところが、この調査の結果としては見えてきているのかなというところである。</p> <p>それから 3 点目が、先ほど前回の回収率が 48.8%という回答があった。配布数は 2000 人だったと思うが、約 50%の回答。統計的に言うと、3000 人くらいが母数としては必要である。その中で、NHK の調査をみてもわかるように、回答率はよくて 3 分の 2、悪くて 50%くらいなので、絶対数を増やすというのは、たぶん、母数上ハードルが高いかもしれないが、約 1000 人で 28 万人くらいの茨木市民の声が吸収できるのかどうか、その辺も何か根拠があれば教えていただきたい。</p>
会長	D 委員からの 3 点の意見について、事務局より回答願う。
事務局	<p>まず、一つ目の、具体的にこの調査をどう反映させていくかについてだが、今回、市民に差別に対する考え方や、各個別の課題についての認識・意識を聞いていくわけであるが、その中で、ある一定の部分の意識をもっと変えていく必要があるということであれば、その部分を重点的にテーマとして啓発をすとか、情報発信していくことが反映させるところの一つだと考えている。また、意識調査で個別のご意見をいただく中で、施策に反映できるところは反映していきたいと考えている。</p> <p>それから、どういう媒体を見ているかということや、インターネットの人権侵害など、そのあたりの市民の方の意識等も把握して、今後どういう媒体による啓発がより良いのか、市民への啓発の中で、例えば参加型が必要なのかも含めて啓発事業に活かしていくというところが、反映させるところだと考えている。</p> <p>また、法律、市の相談事業、市の施設、人権施策について、認知度を聞く設問もあるの</p>

	<p>で、弱いものについては、そこに特化して認知を図っていくことも必要と考えている。</p> <p>現時点で答えられる部分については申し上げたところである。</p>
D 委員	<p>そうすると、例えば、12 ページの間 12「夫婦別姓での婚姻が認められていないことを問題だと思えるか」の質問に、もし賛成の回答が多ければ、行政上に反映できるということか。</p>
事務局	<p>その部分は、国でも議論されているところであるが、市民の方に選択的夫婦別姓制度について、情報提供なりさせていただけるようになって考えている。</p>
D 委員	<p>当然、調査結果は匿名だから、匿名を前提条件として、ある程度は市民がわからないわけである。そうすると、この中で答えが「賛成が多かった」となった場合に、結果的に行政に反映されないなら、何のために調べたのかということになりかねない。つまり、ある程度行政に反映できる項目が調査対象ではないか。それと別に、反映されないが市民として何を考えているのかを聞く項目と、区別の仕方が必要ではないかという気がする。お考えいただきたい。</p>
会長	<p>今の D 委員の意見は貴重である。これらを踏まえて、今後進めていきたいと思う。事務局、よろしく願います。</p> <p>ほかに意見はあるか。</p>
E 委員	<p>意識調査が非常にたくさんの項目になっているが、特にこれまでで大体把握できているような項目などは、少し減らすなどできればと思う。いろいろな課題が出てくるので、項目が増えてしまうのは悩むところである。私からは、大きく 3 点ある。</p> <p>1 点目は、最近の人権意識調査の中では、人権に関する考え方や意識を聞いていくということと、人権侵害の被害として「人権侵害を受けたことがありますか」という項目が入っている。大阪府もそんな形で入れている。</p> <p>例えば大阪府であれば、この 5 年間で人権侵害を受けたことや聞いたことのある人は 33%、3 割程あって、それが自分自身のことであったという人は 2 割程あった。対応として、相談したという人は 24% ぐらい。しかし、我慢したという人は 48% で、我慢している人が多いという状況がある。</p> <p>茨木市の人権施策推進計画でも、「人権意識の高揚」と、それから人権侵害の被害の救済という「人権の擁護」とが 2 つの柱になっている。意識調査のほうでも、これまでにはない項目ではあるが、人権侵害をどれぐらいの人が見聞きしているのか、自分自身がどれぐらいの人権侵害を受けているのか、それに対する対応としてどのようなことをされているのかということ項目に入れてはどうかと思う。</p> <p>そうするとこの調査結果から、いろいろな窓口の相談事業があるが、その相談にどんなふうに結びつくとか、相談の必要性とか、そういうところにも繋がってくると思う。ここ何年かの意識調査の中では、この人権侵害の項目を入れているので、茨木市も入れていってはどうか。</p> <p>2 点目は、新型コロナに関する質問が入っているが、今回の調査では項目がいっぱいなのでなくてもいい気がする。それは新型コロナに対する対応や意識状況を、今、特に把握する必要はないのではないかということである。感染の状況が変わってきているということもある。また、社会状況として、新型コロナについてのいろいろな対立、あるいはそれについて</p>

での差別は、今、特に気になるところはないと思う。前回のときも、このような新型コロナに関わって、明確に差別することはあってはならないとの意識が多かったので、意識としては変わってきていると思う。項目を減らすとすれば、新型コロナに関するところを減らしてはどうか。

3点目は、いろいろな社会状況が変わってきており、人権問題についての取組も変わってきているので、その変化に応じて、いくつか質問の内容を考えていってはどうか。

例えば、問12や問13の女性の人権のところ、「職場での男女の待遇に差があること」の項目について、「待遇に差があるのは問題だ」ということは、たぶん明確になると思う。待遇に差があることはなくしていこうというのは動いているが、今、求められているのは「格差がどうあるか」が問題になっていると思うので、そのような観点で入れていく。あるいは、問14のこどものところであれば、ヤングケアラーは支援の課題だけではなく、人権の問題としても注目すべきではないかと言われている。

また、どこの項目かわからないが、「ビジネスと人権」というような形で、企業や事業所が人権に関わっていく。また、研修をするだけではなく、企業活動それ自身が、人権への影響をどんなふうにかかるとかというところで、「ビジネスと人権」というテーマが出てきている。質問項目としてどのように入れるかはわからないが、そういう新しい課題なども入れていってはどうかと思う。

また、19ページの問25、インターネットについては、非常に新しい課題が出てきている。国のほうでも、AIの活用の推進やそれについての問題点への対処を進めるための法律を作られたりしていている。例えば、実名や顔写真、プライバシーの情報が掲載されているということだけではなく、今は、こどもの間でもあつたりするが、画像を作って、顔と体の画像をくっつけてグループライン等に紹介していくなど、あるいはそんなサイトがあつたりする。そういう意味では、インターネットについては新しい課題がいろいろ出てきているので、特に、AIでつくる内容が人権をどれだけ侵害するかということも問題になるなどしているので、新しい項目を紐付けるとか、そういうことができないかと思う。

以上、3点をまとめると、1点は人権侵害・被害ということの項目を入れること。2点目は新型コロナの部分ではなくてもいいのではないかという意見。3点目は新しい動きを、どこか項目の中に入れてはどうかということである。

あと1点だけ。前回の調査のときもいろいろと悩んだが、24ページの間34の回答「1女性、2男性、3その他」という表記について、前回のときは「その他」がなく、自由に書いていただくという形にしていたと思う。「その他」と表現した場合に、女性ではなく男性でもなく「その他」となると、「別にある」とのとらえ方もあつたり、また、なかなか書きにくい、「その他」と言われることへの心情の問題もあつたりすると思う。ここはさまざまな形やグラデーションがあるので、「その他」という表現ではなく、自由にお書きくださいという形で、前回の調査のときには少し議論をして、「その他」という言葉を入れなかったように思う。私は今も同じように思っているので、「その他」と書くことによって、書きにくいとか、あるいは、「その他」の位置付けにある、あるいはされることに対しての心情を考えたときに、やはりなくてもいいのではないか、自由に書いていただく形でいいのではないかと思う。

会長	<p>E 委員から 4 点の意見があった。</p> <p>1 点目の人権侵害を受けた経験について、私も驚いたが、我慢している人が 48%という、これは放っておけない数字だと思う。それも含めてどう入れ込んでいくかということであるが、事務局、いかがか。</p>
事務局	<p>E 委員からご意見をいただいたように、やはり、人権侵害の部分の質問や、それについて相談としてどうしていくかということは、人権救済のところ非常に重要であると考えている。2 点目におっしゃった新型コロナの問いのあたりを精査して、人権侵害についての設問を入れられるように検討させていただく。</p>
会長	<p>2 点目の新型コロナの設問については、今事務局から回答があったように、再度検討していただくということである。要するに、人権課題がどんどん多様化している。こういう意識調査は、経年的な変化を見ることも大変大事なことだが、新しい課題がどんどん出ている。つまり私たちがこれまで気づかなかった人権侵害や人権問題が実はたくさんあって、それが出てきているということもある。そういった中で、項目が増え過ぎても困るので、そこは整理していくよう考えていただきたい。</p> <p>次に、3 点目の社会の変化に応じてということ、いわゆる格差の問題など、人権そのものの大きな問題だというご指摘があったが、これについて事務局、いかがか。</p>
事務局	<p>格差があるということ、制度や慣例・慣行など、その部分からくるような差別は当然あると考えている。今、E 委員がおっしゃった、ヤングケアラーや「ビジネスと人権」も含めて、今回、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の中でも、新たに「ビジネスと人権」という部分も入っているので、ご意見を踏まえて設問について検討する。</p>
会長	<p>全体を通してその視点からもう一度見直していただきたい。特に、E 委員から指摘のあった問 12、問 13 あたり、これについてももう一度検討をお願いしたい。</p> <p>次に、「ビジネスと人権」も含めて、新しい課題がたくさんあることについてどうお考えか。</p>
事務局	<p>前回の計画策定から 4 年経つが、新しい課題が出てきている。今回の意識調査の中で、設問数が多くなるため精査が必要ではあるが、検討させていただく。</p>
会長	<p>先ほどインターネットのことで指摘があったが、私自身も原案を見たときに、今のインターネットの問題はもっと深刻な問題があるのではないかと、個人的に思った。ぜひ検討いただきたい。</p> <p>次に、4 点目の「その他」という表記についてはどうか。</p>
事務局	<p>前回調査では、自認する性については、「その他」はなしで、括弧書きで、「わからない、答えたくないなど自由にお書きください」としていた。ご指摘どおり、「その他」という言葉が、とらえ方によっては非常に傷つくような表現になるかもしれないので、前回と同様の表現で、自由に書けるよう括弧書きにしたい。</p>
会長	<p>E 委員から重要な指摘があった。事務局からも回答をいただいたが、今の話を聞いて、何か意見はあるか。</p>
F 委員	<p>そのほかの意見でもよいか。</p> <p>あまり時間がないので、答えは今日でなくても構わない。</p> <p>まず、項目を減らすという点からいくと、問 1 の何が問題であると思うかということと、そ</p>

	<p>のあとのさまざまな人権問題についての設問で重なる項目がある。例えば、入居拒否が問 1 にも、問 15 の障害者のところにも出てくる。その辺を少し精査していただくことは可能ではないか。</p> <p>もちろん問 1 は、どの問題が人権上、問題があると考えられるかということで、各テーマを横断的という意図もあるとは思いますが、当事者にとってみればどれも問題だということなので、そこで比較をすることの重要性よりは、項目を減らすという観点からご検討いただくといいのではないかと。どちらかを削除することも考えられると思う。</p> <p>それから、人権課題が多様化し、変化していることを考えると、例えば外国人の人権団体や性的マイノリティの当事者団体の方は、この審議会の委員におらず、審議会の中で当事者の声を汲み上げることができないので、各課において最前線で相談を受けている方や、もしくは当事者団体に、調査項目をご覧いただいて、現状からこの項目が妥当なのかとか、この項目を追加してほしいなど、ご意見を聞くことが可能であれば、審議会の枠を越えて、ぜひお願いできればとも思う。</p> <p>今、会長がおっしゃったように、性的マイノリティに関してもトランスヘイトの言説がかなり深刻な状態であり、外国人の人権をめぐることも、全国各地で大変な状況が起きていることもあり、ぜひ現場の声から、質問項目を考えていただければと思う。それは、すべての分野についても同様である。女性の人権についても、男女共同参画課でご意見をいただければと思う。</p> <p>また、その観点から、問 24 で、今回の案で削除されてしまった箇所について再考を願いたい。前回調査との比較表を見ると、問 24(5)で、前は「日本語学習の機会」という言葉が入っていた。茨木市としてはいのち・愛・ゆめセンターを含め、日本語学習の機会の提供については事業としても取り組まれているところだと思う。「外国語の情報提供」と「日本語学習の機会の提供」というのは異なる活動だと思うが、「日本語学習の機会」を削除された理由、また、共生をめぐる今、さまざまに議論が行われているが、(6)で「多文化共生」という言葉を削除された理由について、何か意図・趣旨があれば、お伺いできればと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>F 委員からの意見について、事務局より回答願う。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初のご意見について、回答者の負担軽減の観点から、どちらかで把握でき、調査目的を満たせるのであれば、内容が重複する質問の削除についても検討する。</p> <p>次に、当事者団体の件だが、外国人の人権相談の窓口としては、人権全般では人権センターやいのち・愛・ゆめセンターがある。また、昨年 9 月より、人権・男女共生課の窓口でも外国人総合相談窓口を開いているので、そこで受けた相談もいろいろ反映できるかと思う。現時点では外国人の人権侵害という部分では実績はないが、各相談案件についても確認したいと思う。また、性的マイノリティの関係だが、人権・男女共生課のほうで、電話相談とフリースペース、居場所の関係で当事者団体へ委託をしているので、そちらの NPO 法人に意見を伺いたいと考えている。女性については、男女共生センターローズ WAM も人権・男女共生課で所管しているので、その部分で把握させていただこうと思う。</p> <p>また、前回との比較の中で、「日本語学習の機会」「多文化共生」の文言を削除していたが、再度、事務局で質問項目の内容について検討し、反映させていく。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしく願います。もし、ほかにも意見があれば、事務局に直接連絡いただきたい。 それでは、次の議題にうつる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>4 「第2次茨木市人権施策推進計画(改訂版)」推進状況の報告について</p> </div> <p>次第4 「第2次茨木市人権施策推進計画(改訂版)」推進状況について、事務局から報告願う。</p>
<p>事務局</p>	<p><「第2次茨木市人権施策推進計画(改訂版)」推進状況について報告></p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、事務局から報告いただいたが、本日の審議会で出た意見については担当課とも協議していただくということである。そういったことを踏まえて、意見や質問等はあるか。</p>
<p>F 委員</p>	<p>毎年の審議会で申し上げており恐縮だが、このような報告書を作成いただくことに、心から敬意と感謝を表す。</p> <p>先ほど、D 委員がおっしゃったように、何が施策に反映されているのかを考えるうえで、一つが今回の諮問にある意識調査の結果を次回の計画に盛り込んでいくということだが、二つ目としては、やはりこの推進計画が実際どのようにこの4年間に事業や施策として行われたのかということと、いのち・愛・ゆめセンターの事業が次の計画にいかに関係反映されていくのかである。審議会は、そこを計画として議論していくことになると思う。</p> <p>これは事務局をお願いしているのか、各課にお願いすることになるのかわからないが、まず、この4年間行ってきた事業から、何ができて、何を次の計画に反映させていくのかを取りまとめるというか、どのように分析をして第3次計画に活かしていくのかが重要だと思っている。報告書をまとめて終わりではないところが審議会だと思うので、そのあたりを事務局としてご検討いただきたい。つまり、第3次計画にこれら報告書を反映する方向性を審議会としてどのように議論できるかということを検討いただいて、審議会に返していただきたい。</p> <p>同じく、いのち・愛・ゆめセンターについても、3館でこの4年間事業を行われて、次の計画でいのち・愛・ゆめセンターとしてどのように事業を行いたいであるとか、行っていかということ、3館で話し合って4年間を振り返っていただいて、審議会に意見をいただくということが可能なかというようなことを、検討あるいはご意見をいただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>F 委員からの意見と要望について、今、回答できる範囲で、事務局から回答願う。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度、意識調査を行い、それを基礎資料として来年度、計画の策定を行っていく。第2次計画見直し後の4年間については、来年度、各課にこのような事業実績、計画の推進状況の調査をする際に、4年間の計画を踏まえて振り返るような形で報告いただくことができると考えている。</p> <p>また、いのち・愛・ゆめセンターについては、一つは当然、人権施策推進の拠点ということで計画にも書かせていただいているし、当審議会でも、いのち・愛・ゆめセンターのあり方について答申いただき、それを踏まえて事業をしているところであるので、計画、それから答申、これらに照らし合わせて4年間どうだったかというところを検証しながら、次のいのち・愛・ゆめセンターの事業について考えていきたい。</p>

<p>会長</p>	<p>どんな施策も次の展望を見ながら進めていくということが大切である。いのち・愛・ゆめセンターも重要な活動なので、次の展開について考えていただきたい。</p> <p>ほか、いかがか。たくさんあるので今日全てについては議論できないが、重点的にここはというところがあればご意見をいただきたい。</p>
<p>E 委員</p>	<p>3点、感じたことを述べる。</p> <p>1点目は、42ページの175番、先ほど紹介のあった外国人総合相談事業について、相談件数58件と、相談が徐々に増えてきていることを教えていただいた。私どもも、人権相談の事例の集約をしている中で、今年度の集約で気になったのは、外国人の相談で、地域に住む外国人が増えてきているということがあるが、言葉やいろいろな制度の問い合わせの相談から、家族やこどものことであるとか、あるいは高齢の家族が来て医療や保険がどうなるかとか、年金がなくて高齢になったときにどうしようかという相談があったりする。言葉の問題や制度の理解という段階から、実際に地域で暮らしていく中でいろいろな困りごとや問題など、外国人だからというところで課題が出てきている。そういうところは相談の事例でも感じられた。</p> <p>国際交流の関係で、多言語の相談とか、行政として多言語のサービスをするということから、実際に暮らしの中で、外国人であるということも抱えながら、さまざまな困難が起こっていることについての支援が必要になっている気がした。そういう意味では、この事業は非常に大切である。</p> <p>今、国政選挙もあって、外国人に対する取組や施策についてのいろいろな意見が交わされている。政治の問題になると、行政としては動きにくいところが出てくる心配もあるが、やはり市の住民への支援、特に外国人だからというところでの困難もあつたりするので、この相談はきっちりやっていき、維持するとともに、相談の内容を分析していくことが必要になるのではないかと思う。</p> <p>窓口は国際交流関係で相談に来るが、生活相談となると隣保館の相談でないと対応できない、そういう事例が出てきている。そういうところでは、外国人総合相談窓口といろいろな行政施策や窓口との連携ということももっと出てくるのではないかと思う。</p> <p>2点目は、46ページの196番、インターネットのモニタリング事業についてである。インターネット上で差別的な書き込みがあった場合に、それを発見して削除要請をし、削除がされたかどうかというところである。差別的な書き込みがそのままインターネットの中で広がっており、いろいろな人がそれをきっかけに差別を鵜呑みにしてしまうし、子どもたちはタブレットでの学習の中で、その差別を全部受けてしまう、あるいは吸収してしまう心配もあるので、差別をなくしていくことは非常に大事だと思う。</p> <p>この4月から、意識調査の調査票にもあるように、情報流通プラットフォーム対処法が施行になり、大きなプロバイダーは誹謗中傷や差別についての削除の基準を明確にしないといけなくなり、削除するかしないかというのは1週間以内に回答しないといけなくなった。おそらくこの7月下旬くらいから取組が進んでくと思う。</p> <p>LINE ヤフーは日本の会社なので、4月くらいから削除するための基準などを公表して、削除をしやすいフォームを作ったりもしているので、いろいろな差別についての書き込みを</p>

	<p>削除してもらおう、削除を求めるような取組が、この法律を背景に少し変わってくるのではないかと思う。こういうところも大切にしながら事業を進めていただきたい。</p> <p>やはり法律や制度が変わらないと、表現の自由があって、削除していくということが及び腰になるが、法律も変わってきている。そういった動きも反映しながら、削除要請を 15 件したが削除されたのは 2 件しかないというような状況を変えていく、そんなことが必要ではないかと思っている。</p> <p>3 点目は、50 ページの庁内の推進体制ということで、実施状況報告書を作っていたかどうかも含めて、庁内各課での連携を進めていただいているのは本当にうれしく、大切なことだと思う。この状況をやはり、推進本部など行政のトップの会議で、人権施策の取組や進捗状況を報告するという形で、市のトップとしても意識を持っていただき、施策の中で人権についての取組はここまでやっているんだなということを確認していくような機会をどこかで入れていただけるとよいと思った。</p>
会長	E 委員から 3 点の意見があった。まず 1 点目について、事務局より回答願う。
事務局	<p>外国人の相談について、実際に外国人専門の相談員を置いたのは昨年 10 月からだが、月を経るごとに相談は増えてきており、手続きに関する相談や DV にあっているがどうしたらよいかというような相談や、日本語教室で学びたいという相談など、生活をしている中で外国人住民の方が困っていることについてのさまざまな相談が出てきている状況である。隣保館であるいのち・愛・ゆめセンター 3 館でも総合相談を行っているほか、多文化交流事業や居場所の取組も行っている。同じ課の中での事業なので、いのち・愛・ゆめセンターの相談員とも連携し、相談員の繋ぎや、相談者の見守りも円滑に進めることができていると思っている。引き続き、いろいろな相談を受けた中での分析を行い、今後の外国人に対する施策について考えていきたい。</p>
会長	<p>今の件について、私の意見でもあるが、私が以前に学術調査として、外国人の読み書き調査をしたときに、一番大きな課題は、生活課題であった。それから雇用の問題とこどもの教育、こういったことで大変困っておられた。今、事務局の話にあったように、いのち・愛・ゆめセンターという非常に重要な拠点があるので、そういったところを通して、それから、これは提案であるが、日本語学校が茨木市内にもあると思うが、その先生方の協力も得られたらよいと思っている。</p> <p>実は今、私は日本語学校の学生たちの進路支援の手伝いといった仕事も、大学の仕事をしながらやっている。彼らが非常に頑張っている日本でも勉強しているので、そういった学生たちを指導している先生方にも支援をいただければよいかなと思いつつ、話を聞いていた。</p> <p>次に、46 ページの 196 番、E 委員からの意見、2 点目について事務局より回答願う。</p>
事務局	<p>インターネットモニタリングについて、定期的に月 2 回、モニタリングしている状況である。情報流通プラットフォーム対処法が施行されて、より削除が増えるような方向を期待している。また、大阪府にもインターネットの人権侵害の条例があり、その中のガイドラインに基づいての削除というのも可能なので、大阪府とも連携する。また、ネットハーモニーの相談窓口とも連携し、できるだけ削除できるような方向で、市としても、相談のあった場合は支援していきたいと考えている。</p>

会長	<p>ぜひよろしくお願ひしたい。私の意見であるが、差別というふうにはっきり見えないようなものもある。非常に微妙な問題だが、これはヘイトではないかと思うものがある。そのようなことも含めて、基準みたいなものを作ってやっていかないといけないと思ひながら、今の話を聞いていた。</p> <p>次に、50 ページの計画の推進体制、E 委員からの意見の 3 点目について、事務局、いかがか。</p>
事務局	<p>計画の推進状況についてだが、何か機会をとらえて、市のトップにも人権施策の推進状況について報告させていただくように考えていきたいと思う。</p>
会長	<p>F 委員の話にあったように、報告書の作成は大変ご苦勞だと思ひますが、実はこれ自身が啓発に繋がっているとも思ひます。そういったことを含めて、推進本部のようなところで、きちんとした報告をしていただき、検証していただけたらと思ひます。ぜひよろしくお願ひしたい。</p> <p>それでは、次の議題にうつる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">5 その他について</div> <p>次第 5 その他について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<p><審議会の部会の設置及び規則の改正について説明></p> <p>調査票の件だが、他にもご意見があれば、来週 7 月 25 日(金)までに事務局へ連絡をいただきたい。いただいたご意見の調査票への反映や検討については、事務局と会長、副会長とで調整させていただき、次回の審議会で最終提案をしたいと考えている。次回審議会においては、集計に関するご意見等もいただければと考えているのでよろしくお願ひしたい。</p> <p>次回の審議会は令和 7 年 10 月の開催を予定している。</p> <p>本会議の議事録については、事務局で作成後、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただく。</p>
会長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">6 閉会</div> <p>本日の議題は、すべて終了したので、閉会する。</p>